

# あびこ市民活動ステーション私書箱利用規定

## 第1条(設置目的)

1. 第2条(利用者の資格)に定める団体・グループ・法人等が、郵便物の受け取り住所を当施設内にすることができるように専用の私書箱を設置し、以て市民活動の促進を図る。
2. 上記の私書箱には現金や貴重品等を保管してはならない。

## 第2条(利用者の資格)

1. 第1条に定める利便を利用できる者は下記のとおりとする。
  - ①市民公益活動あるいは市民事業を市内で行っている市民団体あるいは市民グループで、親族でない3人以上から構成され且つ役員の住所・氏名・連絡先が明確な団体・グループ。
  - ②市民が運営している文化・芸術・スポーツの団体で、福祉施設等への慰問やボランティア等公益活動もしている団体。ただし親族でない3人以上から構成され且つ役員の住所・氏名・連絡先が明確でなければならない。
  - ③3つ以上の市民団体から構成される市民活動団体の連合組織。
  - ④公益活動あるいは市民事業を市内で行っている登記された法人、ならびに公益活動を含む文化活動を市内で行っている登記された法人。
2. 利用する者は「備品新規利用申込書」(別紙)を提出しなければならない。

## 第3条(表示)

私書箱で受け取る郵便物の宛名表示は下記のとおりとする。

〒270-1151

千葉県我孫子市本町3-1-2「あびこ市民活動ステーション」内

(例) NPO法人〇〇〇〇御中

## 第4条(取り扱い郵便物と貴重品)

当該私書箱で受信できる郵便物は一般郵便物A4サイズ(厚さ2cm)以下で、書留郵便や小包は受信できない。保管する貴重品のサイズも同じで且つ3万円以下の価値のものとする。

## 第5条(利用時間)

当該私書箱を利用できるのは施設の開館時間内とする。

## 第6条(利用料)

利用料は月あたり100円とし、原則として1年間一括払いとする。

## 第7条(利用制限)

本規定に反する利用があった場合や、利用料の納付が無かった場合は、当該利用者に通知のうえ閉鎖する。

## 第8条(損害賠償)

私書箱の利用上発生した損害はすべて利用者本人の責に帰すものとする。なお、損害が発生した場合や本規定に記載されていない事項については、指定管理者と利用者との協議により解決するものとする。

以上

制定：平成26年4月1日 改訂：平成27年4月1日 平成30年1月5日